

教育委員会月報



文部科学省

● **特集** 法律概要等

● **教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について**

[調査・統計] **在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析**

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

佐賀県教育委員会 / 山形県山形市教育委員会 / 愛知県岡崎市教育委員会

Series 学校における働き方改革

文部科学省 初等中等教育局 財務課 **改訂版** 全国の学校における働き方改革事例集

教育長紹介



2022年6月10日発行 第74巻3号

2022 June



- **特集** 法律概要等
- **教育公務員特例法及び教育職員免許法**
- **の一部を改正する法律について**
- 総合教育政策局教育人材政策課 [1](#)

- [調査・統計] **在外教育施設に派遣された教師に係る** [4](#)
- 派遣効果に関する調査・分析**
- 総合教育政策局国際教育課

- Series** 地方発! 我が教育委員会の取組
- 佐賀県版人権教材の作成**
- ～ジンちゃん ケンちゃんといっしょに学ぼう～
- 佐賀県教育委員会 [9](#)

- 安全・安心な学校給食の提供と持続可能な炊飯施設を目指して**
- ～山形連携中枢都市圏の米消費拡大と少子化への対応～
- 山形県山形市教育委員会 [12](#)

- オンラインで開く新たな教育の扉**
- ～SINET活用実証研究事業での取組を中心に～
- 愛知県岡崎市教育委員会 [16](#)

- Series** 学校における働き方改革
- 改訂版 全国の学校における働き方改革事例集**
- 文部科学省 初等中等教育局 財務課 [21](#)

- 教育長紹介** [25](#)

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について

令和4年5月11日、第208回通常国会において「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立しました。

本改正の概要や施行に伴う教員免許状の取扱いについて紹介します。

的な学び」などが求められています。

このため、個々の学校現場や教師のニーズに即した新たな研修システムによって、これからの時代に必要な教師の学びを実現させることとともに、10年に一回の更新講習を義務付ける現行の教員免許更新制を発展的に解消することとしました。

1

本改正の趣旨

グローバル化や情報化の進展により、社会の在り方が急速に変化するとともに、教育を巡る状況そのものの変化もスピード感を増しており、GIGAスクール構想など情報化への対応や特別なニーズを有する児童生徒への対応の充実などに適時・適切に対応することが求められています。

また、平成28年の教育公務員特例法の改正以後、教員の資質向上に関する指標に基づく教員研修計画により各地域の課題やニーズに応じた計画的・体系的な研修が進められています。また、新型コロナウイルス感染症への対応も契機として、オンラインの活用が急速に広まっており、地理的・時間的な制約を超え、機動的な研修の実施が可能になってきています。

令和3年11月15日に中央教育審議会から示された「[令和の日本型学校教育]を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議まとめ)」では、社会の変化やオンライン化の進展等による研修環境の変化を受け、教師の学びの姿も変化することが必要であると指摘されています。具体的には、①教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて、探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、②一人一人の教師の個性に即して、学校現場の課題に対応するための「個別最適な学び」、③単なる知識技能の修得だけではなく、各学校において行われる校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じ、教師としてふさわしい資質能力を身に付けられるような「協働

2

本改正の概要

(1) 研修記録の作成や資質の向上に関する指導助言

公立の小学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園)の校長及び教員の任命権者は、校長や教員ごとに「研修に関する記録」を作成しなければならないこととするとともに、指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとしています。また、指導助言等を行う際には、校長及び教員の資質の向上に関する指標や教員研修計画を踏まえるとともに、当該記録に係る情報を活用するものとしています。

(2) 教員免許更新制に関する規定の削除

普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めがないものとし、更新制に関する規定を削除することとしています。

併せて、令和4年7月1日に現に効力を有し、有効期間が定められている普通免許状及び特別免許状について、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を講ずることとしています。

(3) その他

普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合(教育職員免許法別表第8による

授与)に、必要な最低在職年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大することとしています。

また、主として社会人を対象とする教職特別課程について、その修業年限を1年から1年以上に弾力化することとしています。

(4) 施行日

(2)、(3)の施行日は令和4年7月1日、(1)については令和5年4月1日です。

3

今後に向けて

(1) 教師の質の向上について

今後は、本改正内容を踏まえ、個々の学校現場や教師のニーズに即した新たな研修システムを整備することで、教師の質の向上に取り組んでまいります。

また、今回の法改正に伴い、文部科学大臣が定める資質向上に関する「指針」の改正や、それに基づく「ガイドライン」を新たに策定することを予定しております。この中では、①学習指導・生徒指導等に加え、特別な配慮・支援が必要な子供への対応、ICT・データ利活用等を資質能力の柱として明記するほか、②研修等に関する記録の内容や校長による指導助言等の方法などを定めることを予定しておりますが、今後、関係者・関係団体の御意見などを踏まえつつ、中央教育審議会での専門的な検討を経た上で、本年夏には具体的な内容を示せるよう、検討していきます。



(2) 今後の免許状の取扱い

教員免許更新制の発展的解消に伴い、施行日である令和4年7月1日より、休眠状態のものも含め、現に有効な教員免許状については、新免許状(※1)、旧免許状(※2)のいずれについても、手続なく有効期間のない免許状となります。

また、本法の施行日前に、更新を行わなかったことにより教員免許状が失効している場合、教員免許状の授与に必要な単位の修得状況等を証明し、都道府県教育委員会に申請することで、再授与を受けることが基本的に可能です。文部科学省としても、再授与手続の簡素化に向け都道府県教育委員会と調整中ですが、具体的な手続については、各都道府県教育委員会にお問い合わせください。

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて

新・旧の別	現職教員	非現職教員 (ペーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※1 新免許状とは、更新制導入後(平成21年4月以降)に初めて免許状を授与された方の免許状のことです。新免許状には10年間の有効期間が定められており、有効期間の満了までの2年2か月以内に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して有効期間を更新する必要があります。有効期間の満了の日を超過した場合、現職教員が否かにかかわらず、免許状は「失効」します。

※2 旧免許状とは、更新制導入前(平成21年3月31日)に初めて免許状を授与された方の免許状のことです。(旧免許状を保有している方が、平成21年4月以降に別の学校種・教科等の免許状を取得した場合には、当該免許状も含めて「旧免許状」の保有者になります。この場合、修了確認期限は自動的に延期されるわけではなく、修了確認

(注釈)

※1 新免許状とは、更新制導入後(平成21年4月以降)に初めて免許状を授与された方の免許状のことです。新免許状には10年間の有効期間が定められており、有効期間の満了までの2年2か月以内に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して有効期間を更新する必要があります。有効期間の満了の日を超過した場合、現職教員が否かにかかわらず、免許状は「失効」します。

※2 旧免許状とは、更新制導入前(平成21年3月31日)に初めて免許状を授与された方の免許状のことです。(旧免許状を保有している方が、平成21年4月以降に別の学校種・教科等の免許状を取得した場合には、当該免許状も含めて「旧免許状」の保有者になります。この場合、修了確認期限は自動的に延期されるわけではなく、修了確認

期限の延期申請手続を経る必要があります。)

旧免許状には、有効期間の定めはありませんが、旧免許状を持って勤めている現職教員には、各自の生年月日等に対応した修了確認期限前の2年2か月以内に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確

認を受ける義務が課されています。

そのため、修了確認期限を超過した現職教員の免許状は「失効」しますが、修了確認期限を迎えた時点で現職教員でなかった場合は「失効」せず「休眠（当該旧免許状の効力が一時的に停止した状態）」となります。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずる。**

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。**

<記録の範囲>

- ・習熟実施者^{※1}が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者^{※2}は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。**その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

③ **指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。**

④ **教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。**

新たな研修制度イメージ

国 教師の資質向上に関する指針

任命権者

目的

(1)教員育成指標の策定

(2)研修等に関する記録

研修実施者

(3)教員研修計画の策定(毎年度)

指導助言者は、(1)~(3)に基づき、

- ・校長及び教員からの相談対応
- ・資質の向上の機会に関する情報提供
- ・資質の向上に関する指導助言を行う。

↑

指導助言者の求めに応じ、資質の向上の機会に関する情報の提供等

教職員支援機構、大学等

※1 研修実施者は中核市の義務負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は義務負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指導監督に対する校長等が失敗することを想定。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。**

② **施行の障現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。**

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。**

② **主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。**

施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)

在外教育施設に派遣された教師に係る 派遣効果に関する調査・分析

総合教育政策局国際教育課

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約3万4千人の子供たちが、海外の日本人学校等の在外教育施設で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民としてふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省では、在外教育施設に対して、現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ派遣教師を派遣しています。グローバル化が進展するなか、在外教育施設への教師派遣を通じて、グローバル社会に対応できる教師を育成し、帰国後の国内での活躍を促進していくことも重要になっています。

そこで、エビデンスに基づく政策立案（EBPM: Evidence-Based Policy Making）を推進する総務省との実証的共同研究の一環として、在外教育施設への派遣経験が教師の資質・能力等にどのような効果を与えるかを実証的に研究しました（委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）。本調査により、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるエビデンスが示されました。

※調査本体は以下のURLから御覧ください（総務省ホームページ上に掲載）。

報告書概要：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000809688.pdf

報告書本体：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000809689.pdf

1 調査設計

本調査では、まず、在外教育施設への派遣の政策効果について、ロジックモデル（図1）を用いて整理しました。これにより、在外教育施設への派遣により向上する資質・能力として、①カリキュラム・マネジメント能力、②学校の管理・運営能力、③多文化・多言語環境における指導能力の3つを想定しました。

また、派遣効果の多寡には、派遣された地域・学校環境の違いや、派遣中の働きかけ、派遣を踏まえた帰国後の人事配置なども、その後の資質・能力の向上に大きな影響を与えと考えられます。

本調査では、これらの問題意識に基づいて、在外教育施設への派遣によって教師の資質・能力が高まるかを、教師向けアンケート調査、管理職向けアンケート調査、派遣教師及び派遣元教育委員会へのヒアリング調査によって多面的に検証しました。

2 調査結果

(1) 教師向けアンケート調査

教師向けアンケート調査では、在外派遣を経験した教師（派遣教師）だけでなく、派遣を経験したことのない教師（非派遣教師）についても調査対象としました。それぞれ2時点（現在（2021年度）と10年前（2011年度））における状況を質問しました。（図2）

その結果、在外教育施設への派遣により教師の資質・能力が高まる傾向が確認されました。具体的には、2011年度以降に派遣を経験した教師と派遣経験のない教師を比較した場合、派遣教師のほうが10年間での多文化・多言語環境における指導能力の伸び幅は10段階評価で0.67～1.06ポイント大きく、カリキュラム・マネジメント能力についても伸び幅が0.33～0.47ポイント大きいことが示されました。（図2）

また、年齢層別に効果の差異を確認すると、現在の年齢が30・40歳代の教師については、カリキュラム・マネジメント能力の伸びが大きく見られるのに対して、50歳代の場合、学校の管理・運営能力の伸びが大きく、派遣先での役割や帰国後の業務経験に応じて成長する資質・能力に違いがある可能性が示唆されました。

さらに、派遣先の環境による効果の違いとして、以下の

ような結果が見られました。

- ・教職員の不足があると認識されている場合や、現地の文化や習慣に戸惑う経験が多い場合、全体として派遣効果が小さくなる傾向が見られた。
- ・派遣中に教育委員会と生活状況等についてコミュニケーションをとる機会があると派遣効果が高まる傾向が見られ、派遣中の不安を軽減するようなコミュニケーションによって派遣効果が高まる可能性が示唆された。
- ・教育委員会と帰国後に必要な支援についてコミュニケーションをとる機会があると派遣効果が大きく高まる傾向があり、派遣経験を生かせる環境整備の重要性が示された。

(2) 管理職向けアンケート調査

教師向けアンケート調査の結果はあくまで教師本人の自己評価であるため、第三者の視点でも同様の結果が得られるかを確認するため、在外教育施設に派遣された経験のある教師が所属する学校の管理職（校長、副校長、教頭のうち1名）を対象にwebアンケート調査を実施しました。

調査の結果、派遣経験のある教師と派遣経験のない同年代の教師を比較した場合、68.9～84.5%は派遣経験のある教師のほうが多文化・多言語環境における指導能力が高く、カリキュラム・マネジメント能力についても、72.7～74.8%は派遣教師のほうが高いと評価していることが明らかになり、教師向けアンケート調査と総合的な傾向が示されました。

(3) 派遣教師及び派遣元教育委員会へのヒアリング

アンケート調査による定量的な効果把握のみでなく、在外教育施設への派遣経験を教師本人や派遣自治体はどのように認識したか等を定性的に把握し、在外教育施設への教師派遣が効果を発揮するメカニズムを明らかにするため、在外教育施設への派遣経験を有する教師及び教育委員会へヒアリング調査を行いました。（図3）

調査の結果、派遣における次のような活動・経験が効果的だったのではないかと意見をいただきました。

① カリキュラム・マネジメント能力

- ・派遣先には各都道府県等から派遣された教師がおり、他地域での指導方法を学ぶ機会が多い。
- ・日本の教科書が、派遣国・地域の文化や気候の違いによっ

てはそのまま使えないことも多く、現地の状況に応じて授業内容をアレンジする必要がある。

② 学校の管理運営・能力

- ・日本国内では、学校が倒産するという状況は考えにくいですが、日本人学校等の児童生徒・保護者には現地校に通うという選択肢もあり、学校経営について考える機会が多かったため、学費に見合うものを提供しなくてはならないという意識が強まった。
- ・国内と比較して、若くても生徒指導担当や教務主任などの役職を経験する機会が多い。

③ 多文化・多言語環境における指導能力

- ・日本人学校には、日本国内から来る児童生徒もいれば、日本以外で生まれ育った児童生徒もあり、多様なバックグラウンドを持つ子供たちを担当する機会がある。
- ・教師自らが海外で居住者として過ごす中で、日常生活においても、母語でない環境で学ぶことの大変さや、日本の当たり前が海外でも当たり前でないこと等を体感する機会がある。

3 示唆

本調査によって、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるエビデンスが示されました。その中でも特に、多文化・多言語環境における指導能力が顕著に向上することが示されました。このことは、派遣経験者が外国人児童生徒等への指導の場面などで活躍できる可能性を強く示唆しています。近年、日本語指導が必要な児童生徒を含め、外国人児童生徒等が顕著に増加しており、特定の地域への集住化がある一方で、散在化の傾向も強まっています。こうした中、より多くの地域において多文化・多言語環境における指導能力の高い教師の育成が急務となっていきます。このことを踏まえると、各教育委員会にとって、所属教師の在外教育施設への派遣がその一助となると考えられます。

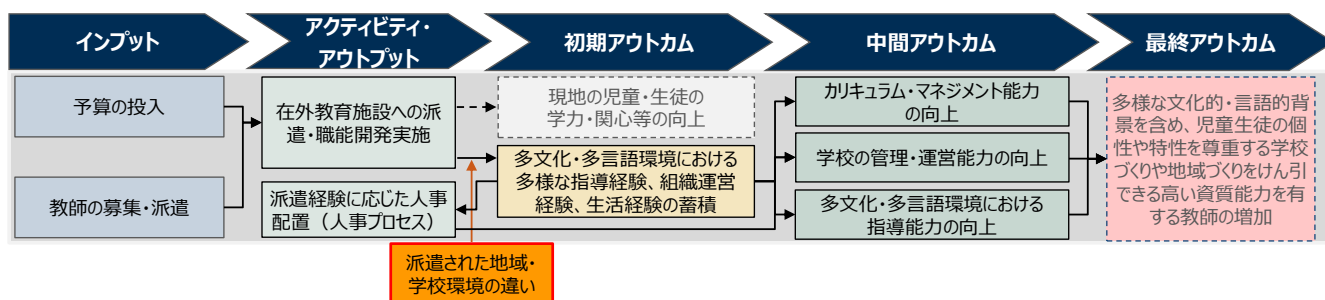
一方で、本調査を通じて、今後改善すべき課題も散見されました。例えば、調査に回答した派遣教師の7割程度が男性であり、直近では女性の派遣がやや増加している傾向

は読み取れるものの、過去の教師派遣の対象が男性に偏っていた可能性が示唆されました。これについては、派遣教師の募集において、2012年度の募集で撤廃するまで、既婚者にあっては原則として配偶者を同伴すること、という要件を設けていたことが影響していると考えられます。現在では、単身又は子供のみ同伴する派遣教師も増えているほか、文部科学省としても、「夫婦派遣枠」（近隣の在外教育施設や大規模校に派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣）を設け、教師派遣に関するジェンダー格差の解消に向けた環境整備に取り組んでいます。

また、ヒアリング調査等を通じて、派遣経験者が国内でその経験を十分に発揮できていないケースもあることが示唆されました。外国人児童生徒等への指導のみならず、普段の授業運営におけるカリキュラム・マネジメントや、ESDやSDGsの学習など、派遣経験者がその経験を生かすことができる機会は多くあります。文部科学省としても、派遣経験者の活躍の場の拡大に繋がるよう、本調査の結果の積極的な広報等に取り組んでまいります。各教育委員会においても引き続き御協力をお願いします。

図1 調査設計

(1) ロジックモデル



(2) 調査項目

調査項目	調査対象・目的	具体的な内容
① 教師向けアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 在外教育施設に派遣された教師及び派遣経験のない教師の双方を対象とする。 在外派遣が前頁の中間アウトカムにどのような影響を与えるかを分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去と現在のカリキュラム・マネジメント能力、学校の管理・運営能力、多文化・多言語環境における指導能力等を把握する。 差の差分分析を用いることによって、経時的な変化と切り分けた派遣効果を測定する。
② 管理職向けアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 派遣経験のある教師が在籍する学校の校長・副校長・教頭を対象とする。 ①調査の結果の妥当性を検討するため、第三者の視点から派遣経験のある教師の資質・能力の高低を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①調査と同様の内容について、管理職の視点から、派遣経験のある教師と同年代の派遣経験のない教師を比較した評価を把握する。
③ 在外教育施設派遣教師及び教育委員会へのヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> 派遣経験のある教師や教育委員会を対象とする。 ①調査や②調査で明らかになった分析結果の妥当性や、アンケート調査では把握しきれない具体的な活動内容、効果が発現するメカニズムを調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような経験・活動がアウトカムの向上につながっているか、派遣経験がどのような場面で生かされているか、派遣事業の改善点等を調査する。

図2 教師向けアンケート調査（その1）

（1）調査概要

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程に所属する勤務経験10年以上の教師 <ul style="list-style-type: none"> ● 派遣経験のある教師：全学校が対象 ● 派遣経験のない教師：都道府県・政令指定都市別に割付を行ったうえで、5%抽出された学校が対象 <p>※各アウトカムについて、10年前と現在の状況を質問するため、経験年数10年以上とした。 ※働き方改革の観点から、調査対象者を絞る必要があり、派遣経験のない教師は5%抽出を行った。</p>
調査時期	■ 2021年12月13日～2022年1月17日
調査方法	■ 任意回答、匿名のWebアンケート調査
回収数	■ 4,765名（うち派遣教師は1,818名）

（2）主な調査項目

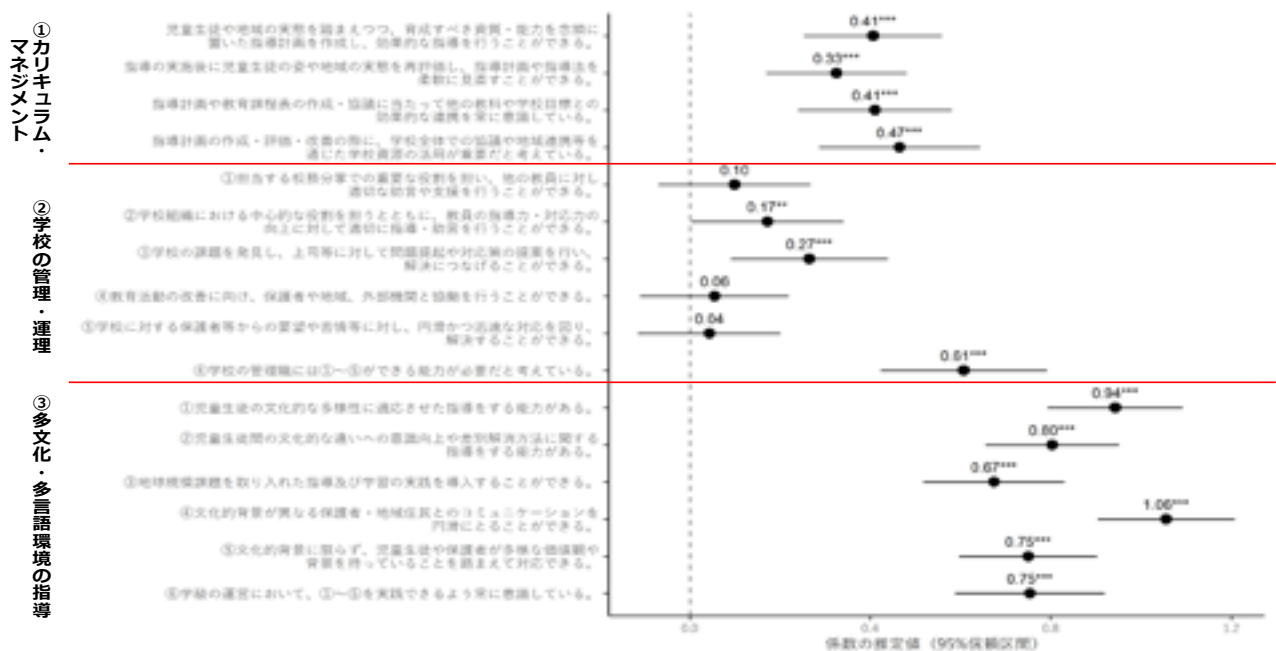
- 各設問について、**1（あてはまらない）～10（あてはまる）**の10段階で、**調査時点（2021年度）と10年前（2011年度）**の状況を質問

カリキュラム・マネジメント能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる。 ● 指導の実施後に児童生徒の姿や地域の実態を再評価し、指導計画や指導法を柔軟に見直すことができる。 ● 指導計画や教育課程表の作成・協議に当たって他の教科や学校目標との効果的な連携を常に意識している。 ● 指導計画の作成・評価・改善の際に、学校全体での協議や地域連携等を通じた学校資源の活用が重要だと考えている。
学校の管理・運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ● ①担当する校務分掌での重要な役割を担い、他の教員に対し適切な助言や支援を行うことができる。 ● ②学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる。 ● ③学校の課題を発見し、上司等に対して問題提起や対応策の提案を行い、解決につなげることができる。 ● ④教育活動の改善に向け、保護者や地域、外部機関と協働を行うことができる。 ● ⑤学校に対する保護者等からの要望や苦情等に対し、円滑かつ迅速な対応を図り、解決することができる。 ● ⑥学校の管理職には①～⑤ができる能力が必要だと考えている。
多文化・多言語環境における指導能力	<ul style="list-style-type: none"> ● ①児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある。 ● ②児童生徒間の文化的な違いへの意識向上や差別解消方法に関する指導をする能力がある。 ● ③地球規模課題を取り入れた指導及び学習の実践を導入することができる。 ● ④文化的背景が異なる保護者・地域住民とのコミュニケーションを円滑にとることができる。 ● ⑤文化的背景に限らず、児童生徒や保護者が多様な価値観や背景を持っていることを踏まえて対応できる。 ● ⑥学級の運営において、①～⑤を実践できるよう常に意識している。

図2 教師向けアンケート調査（その2）

（3）調査結果

- グラフ中の点は、非派遣教師に対して派遣教師の伸びがどの程度大きいかを表す。
- 多文化・多言語環境における指導能力に関する効果が0.67～1.06ポイントと最も大きく、カリキュラム・マネジメント能力についても0.33～0.47ポイントの有意に正の効果が確認された。学校の管理・運営能力も一部の項目は有意に正の効果が見られた。



※ 信頼区間の計算に用いた標準誤差は不均一分散に対して頑健な標準誤差である。***, **, * はそれぞれ1, 5, 10%水準で統計的に有意であることを表す。

図3 ヒアリング調査

(1) 調査対象者

- 教師：8名（協力を承諾した教師のうち、派遣先地域、年齢、派遣に対する評価のバランスを考慮し、選定。）
- 教育委員会：2自治体（調査協力が得られた自治体。近畿地方1自治体、関東地方1自治体。）

(2) 結果概要

- 在外教育施設への派遣によって、カリキュラム・マネジメント能力や学校の管理・運営能力、多文化・多言語環境における指導能力が高まるメカニズムとして、以下のような活動・経験が効果的だったのではないかという意見を得た。

資質・能力	効果的だったと考えられる活動・経験
カリキュラム・マネジメント能力	<ul style="list-style-type: none">■ 派遣先には各都道府県等から派遣された教師がおり、他地域での指導方法を学ぶ機会が多い。■ 日本の教科書が、派遣国・地域の文化や気候の違いによってはそのまま使えないことも多く、現地の状況に応じて授業内容をアレンジする必要がある。
学校の管理・運営能力	<ul style="list-style-type: none">■ 日本国内では、学校が倒産するという状況は考えにくいですが、日本人学校等の児童生徒・保護者には現地校に通うという選択肢もあり、学校経営について考える機会が多かったため、学費に見合うものを提供しなくてはならないという意識が強まった。■ 国内と比較して、若くても生徒指導担当や教務主任などの役職を経験する機会が多い。
多文化・多言語環境における指導能力	<ul style="list-style-type: none">■ 日本人学校には、日本国内から来る児童生徒もいれば、日本以外で生まれ育った児童生徒もあり、多様なバックグラウンドを持つ子供たちを担当する機会がある。■ 教師自らが海外で居住者として過ごす中で、日常生活においても、母語でない環境で学ぶことの大変さや、日本の当たり前が海外でも当たり前でないこと等を体感する機会がある。

- 派遣事業に関する改善点として、次のような意見を得た。

課題	内容
国内の環境	<ul style="list-style-type: none">■ 国内で派遣経験のある教師を生かすノウハウがないケースも見られる。
教育委員会の事務負担	<ul style="list-style-type: none">■ 派遣中の教師の給料の計算は、途中で昇級や手当認定の変更等があり、負担が大きい。

佐賀県版人権教材の作成

～ジンちゃん ケンちゃんといっしょに学ぼう～

はじめに

佐賀県教育委員会では、「特別の教科 道徳」で活用できる佐賀県版人権学習教材を、令和元年度に作成（令和3年度に一部改訂）しました。この教材は、県内の小・中学校の教室に設置されている電子黒板を活用するデジタル教材で、発達段階に応じた13の教材を収録しています。県が作成する人権教材集としては、初めてのオリジナル教材です。



教材のパッケージ

キャラクターは、左からジンちゃん、ケンちゃん、はかせ



キャラクターの登場場面（上）とワークシート（下）の一例

また、より身近な学びとなるよう、佐賀県の地域性を前面に出しています。実際にあった地域の昔の話や、県内に住んでいる人々が登場し、映像を通じて子どもたちは多様な人たちと出会うことができます。その中には、人権課題の解決に向けて取り組み、ご自身の体験を語られる方や中学生、高校生も登場します。県内で生きる人たちの生き方に学ぶことで、人権問題を遠い他人事の問題としてではなく、より身近に感じ、考えを深めることをねらいとしました。

1. 教材について

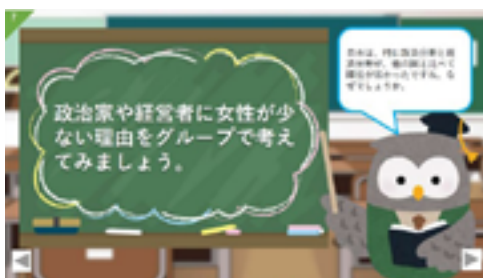
教材は3人のキャラクターが登場し、数多くの映像や写真、イラストがあり、楽しみながら意欲的に学べる構成になっています。学習過程には「問い」の部分を設定しているので、子どもたちに考え、議論させることができます。ワークシートに書いたり、グループで話し合ったりする時間を設定することで、「主体的・対話的で深い学び」を目指しています。



中学2年生用教材「部活差別って何？」の一場面

さらに、教材には国際的な基準の人権知識を系統的に配置するなど、教職員も児童生徒と一緒に学ぶことができる内容となっています。

小学校教材では普遍的な視点からのアプローチを、中学校教材では、個別的な視点からのアプローチを行うつくりとしています。中学校では、性差別の課題（男女共同参画）、LGBTsの課題、外国にルーツをもつ子どもたちの課題（多文化共生）、部落差別の課題の4つの個別的な人権課題を取り挙げています。



中学3年生用教「男女共同参画社会をめざして」の一場面（上下とも）

〈収録している教材コンテンツ〉

【小学校】

- 1年 どうすれば たのしくあそべるかな？
- 2年 おなじとちがい
- 3年 公平・不公平ってどういうこと？
- 4年 決めつけて何だろう？
- 5年 合理的はいりよってどういうこと？
- 5年 偏見って何だろう？
- 6年 よりよい社会をつくるために
- 6年 子どもの権利を学ぼう

【中学校】

- 1年 性の多様性
- 1年 いろいろな愛のカタチ・性のカタチ 〈前編・後編〉
- 1年 違いを豊かさに
- 2年 部落差別って何？ 〈前編・後編〉
- 3年 男女共同参画社会をめざして

2. この教材を通した5つの学び

(1) 「差別される人は、かわいそう」という認識の克服

差別の厳しさを強調する授業は、子どもたちに「差別される人はかわいそう」という印象を植え付けることがあります。差別は確かに過酷な状況を生み出しますが、そんな状況にあっても、当事者が立ち上がり声を上げ、社会をよりよく変えてきました。その現実を目を向けさせ、社会の一員としてこれからの社会のあり方を考える力が付くことをねらいとしました。



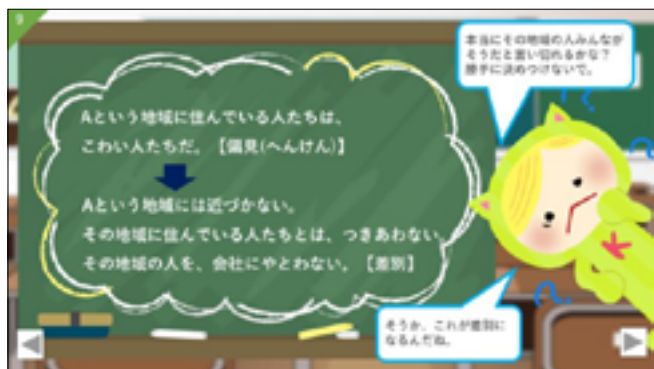
中学2年生用教材「部落差別って何？」の一場面

(2) 自分の権利についての学び

すべての教材に、「自分を大切に」というメッセージを込めています。社会的弱者である「子ども」は、「大人」との関係で意見を聞いてもらえなかったり、何かを強制されたり、体罰や虐待、暴力などにさらされたりすることも考えられます。自分の権利が尊重されてこそ、他者の権利を尊重しようという意識が生まれると考えています。

(3) 差別と偏見についての学び

世界的に見ると、「差別心」や「差別意識」は「偏見」と表されるという考え方があります。偏見とは、ある集団や個人に対して、客観的な根拠なしに抱かれる非好意的な先入観や判断のことを言います。差別と偏見に対して、正しく理解し、無自覚に差別に加担しないための力をつけることをねらいます。



小学5年生用教材「偏見って何だろう?」の一場面

(4) 「公平」についての学び

「公平」とは、「みんな同じように扱うこと」というように解釈されることがありますが、厳密には違うと考えます。「公平」という概念には、結果の平等を促進するために、差別を是正するという意味が含まれることにも教材の中では触れています。

合理的配慮についても同様です。障害者の権利条約は、「障害は本人の機能的なものだけでなく、社会が作り出してきたものである」との認識から、障害者を取り巻く環境、制度、人々の偏見が変わらなければならないという考え方に転換してきました。すべての人が社会参加できるように、個々に応じた調整や対応をすることを「合理的配慮」ということが理解できるような教材のつくりになっています。



小学5年生用教材「合理的はいりよってどういうこと?」ワークシートの一部



小学1年生用教材「どうすれば たのしくあそべるかな?」の一場面

(5) 社会に目を向けた問題解決力

人権教育は「思いやりの教育」と言い換えられることがあります。しかし、差別はやさしさや思いやりという心の問題だけでは解決しないことがあります。人権についての概念を学び、社会の仕組みや法律、制度、慣習、社会意識について、多面的な視点から捉え、これからの社会のあり方や自己の生き方を考えていくことが求められます。本教材は、答えが一つではない社会の課題に対しても、多様な考えを出し合うことで解決しようとする力をつけていくものとなっています。

3. 教材開発の背景 ～おわりに～

2018年度から小学校、2019年度から中学校で「特別の教科 道徳」が本格実施となりました。教科化に伴い、道徳科でも人権学習を充実させていくことが必要という学校現場からの声が多く寄せられました。本県教育委員会では、理論研究および道徳科の目標に合致する新たな教材が必要という考えのもと、佐賀大学教育学部 松下一世教授(当時)との共同研究を実施することにしました。その研究において、松下教授を筆頭に学校現場の先生方をメンバーとした教材開発プロジェクトチームを立ち上げ、作成に至りました。

この教材の活用を通して、児童生徒物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めていく「考え、議論する道徳」が具現化できるものと考えています。全ての学校で、差別と偏見を無くすための人権学習、人権尊重の大切さについて考える教育を推進し、本県における人権・同和教育の実践を深化・発展させていきたいと考えています。



安全・安心な学校給食の提供と 持続可能な炊飯施設を目指して

～山形連携中枢都市圏の米消費拡大と少子化への対応～

はじめに

山形市は、平成31年4月に中核市に移行し、令和2年1月に周辺の5市6町と「山形連携中枢都市圏」を形成し、令和3年1月に更に1市1町を加え、山形市を含めた7市7町による圏域全体の経済成長のけん引や生活関連サービスの向上を目指し、連携事業を実施していくこととしている。



(写真) 連携協約締結式

国内でも有数の米どころであるこの圏域においても、年々米の消費量が減少しており、少子化の影響による児童・生徒の減少に伴い、学校給食における米の消費量が減少している状況下において、安全・安心な学校給食の提供と持続可能な炊飯施設の整備を目指し、本市が連携する7市町と進めてきた取組を紹介する。

1. 学校給食における 米飯提供の現状と課題

山形県内における学校給食用の米飯については、学校給食に米飯が導入されて以降、自校式炊飯等の自治体を除き、各自治体と山形県学校給食会が供給の契約を締結し、山形県学校給食会から委託された炊飯工場が炊飯を行い、直接、学校等に届けている。



(イメージ) 学校給食用米穀の供給ルート

引用元：(公財) 山形県学校給食会 <https://yamagaku.or.jp>

(1) 異物混入による課題の顕在化

平成30年5月、圏域内の小学校に届いた学校給食用の米飯から金属片がみつかり、その後、周辺の市や町においても金属片の混入が頻発し、保護者から不安な声が上がった。

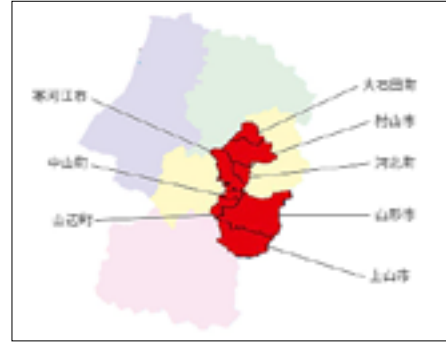
原因としては、各炊飯工場における設備の老朽化であり、早期の設備更新が必要な状況であったが、圏域内の炊飯

工場は、学校給食を事業主体とする事業者が多く、少子化による食数減により売り上げが減少している中で、新たな設備投資に踏み切ることが困難な状況にあった。

また、多くの炊飯工場においては、設備の老朽化のほか、後継者不足等の問題も抱えており、将来的に事業を継続していくことが困難との判断から、廃業する炊飯工場が後を絶たず、炊飯を行う事業者を確保していくことも難しい状況にあった。

これらの状況により、令和2年1月、本市に対し山形県学校給食会、及び炊飯工場の事業者で組織する山形県学校給食パン炊飯協会から新たな炊飯工場の建設についての要望がなされた。

その後、事業内容の詳細に関する取り決めについて協議を継続し、令和3年2月の山形連携中枢都市圏推進会議において、正式に「山形広域炊飯施設建設事業」として連携事業に位置付けられ、事業を進めていくこととなった。



事業としては、圏域内における米の消費拡大、地産地消の推進、地場産業の育成・持続、学校給食への安全・安心かつ安定的な米飯の提供、少子化の影響による食数減への対応等の課題解決を図るため、同じ課題を抱える山形連携中枢都市圏の8市町による連携事業に位置付け、自立した地域経済循環を創造するための基盤整備（地域資源活用事業）として、新たな炊飯システムを導入して広域に対応した炊飯施設を建設し、各市町からの依頼を受け学校・医療機関・福祉施設・保育施設等へ米飯を提供する公益のための炊飯事業の推進を行うとともに、産業の振興を図ることを目的として炊飯施設の整備を行うこととした。

その上で、令和3年12月に、目的達成のために必要となる連絡調整及び費用負担の方法等について、「山形広域炊飯施設の建設及び維持管理並びにこれらに係る費用負担に関する協定書」を8市町で締結し、相互に連携及び協力して実施することを確認した。

【協定内容】

- ・施設の建設及び大規模な改修等に関すること
- ・施設の維持管理に関すること
- ・建設及び維持管理に係る負担金に関すること
- ・上記事項に付随する事項

(負担金算定式)	
1 施設建設費に対する負担金 $\left[\begin{array}{l} \text{① 算当年年度の歳出} \\ \text{決算見込額のうち、} \\ \text{施設建設費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{② 施設使用収入の額} \\ \text{及び市債償還に係る} \\ \text{普通交付税戻金額} \end{array} \right] \times \text{乙の費用} \\ \text{負担割合}$	
2 維持管理費に対する負担金 $\left[\begin{array}{l} \text{③ 算当年年度の歳出} \\ \text{決算見込額のうち、} \\ \text{維持管理費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{④ ③の額が②の額を} \\ \text{超える場合のその} \\ \text{超える額} \end{array} \right] \times \text{乙の費用} \\ \text{負担割合}$	
甲：山形市、乙：7市町（東田川町・上山市・村山町・山形町・中田町・刈田町・大石町）	

(2) 課題解決のために

令和2年4月、要望を受け検討した結果、次の理由により建設の検討を行うこととした。

【本市が整備する理由】

- ・現行施設の設備老朽化への対応
- ・児童生徒への安全・安心な米飯の安定的な提供
- ・建設の早期実現
- ・炊飯設備の統合によるスケールメリット
- ・少子化対策として持続可能な仕組みの構築

建設にあたっては、圏域内の各市や町においても設備の更新と炊飯を行う事業者の確保は、共通の課題であることから、山形市が中心となり、圏域内の各市町と共同で建設する方向で検討することとした。

2. 行政主体の施設整備

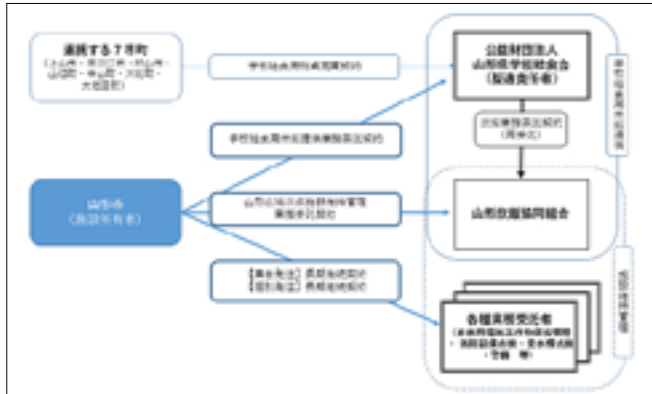
共同での建設を進めるにあたっては、圏域内の自校式炊飯等の自治体を除いた10市町と正式な参加決定に向け、費用負担等も含め協議していくこととした。

(1) 連携事業として

協議においては、山形市より費用負担等を含め検討内容を提示し、各市町から検討いただく形で協議を実施し、山形連携中枢都市圏の連携事業への位置付けについても検討を行い、令和2年11月の山形連携中枢都市圏推進会議において、独自方式で行う2市を除く、8市町で事業を進めていくことを確認した。

(2) 新たな提供の仕組み

学校給食用米飯の提供においては、8市町が山形県学校給食会から単価契約で購入する従来と変わらない仕組みを維持することとし、これまで圏域内の炊飯を担っていた炊飯工場の民間炊飯事業者5者が設立した山形炊飯協同組合が炊飯業務を炊飯施設において行うものとした。



あわせて、施設の維持管理業務についても、実際に炊飯施設において炊飯業務を行うこととなる山形炊飯協同組合に委託するものとし、8市町と山形県学校給食会及び山形炊飯協同組合が連携し、米飯を提供する仕組みを構築した。

これにより、従来の仕組みを維持しつつも、8市町が負担する施設建設等に係る費用を山形県学校給食会からの購入単価に反映させることにより、各市町の負担軽減を図ることが可能となった。

また、公益のための炊飯事業を行っていない時間及び期間を利用し、炊飯業務受託者による独自の収益のための炊飯事業を炊飯施設において行うことを認め、自立できる仕組みとし、少子化により学校給食の食数が減少していく状況においても、事業者が継続して事業が行える環境を確保するとともに、その使用料を施設整備費の償還財源として充当することとした。



3. 山形広域炊飯施設の概要

- 事業名称 山形広域炊飯施設建設事業
- 事業期間 令和2年7月から令和4年3月
- 連携市町 8市町
山形市・寒河江市・上山市・村山市
山辺町・中山町・河北町・大石田町



- 施設名称 山形広域炊飯施設
- 敷地面積 4,454.72㎡
- 建築面積 1,241.22㎡
- 建物構造 鉄骨造 平屋建て
- 延床面積 1,218.05㎡
- 提供食数 常時2万食（最大3万食）想定
- 炊飯能力 7,000食/時間
(3,500食/時間×2ライン)
- 調理場方式 ドライシステム方式
- 工事期間 令和3年5月7日～令和4年3月1日



- 建設費 1,034,891千円
- 建築工事 324,291千円
- 電気設備工事 142,120千円

機械設備工事 269,280 千円

炊飯設備工事 299,200 千円



(CG 図) 全自動炊飯システム・施設全体図

おわりに

炊飯事業者の設備の老朽化に伴う異物の混入や、少子化等に伴う食数減への対応などの長年の課題の解決を図るため、8市町による取組により、山形連携中枢都市圏の連携事業として、共同での施設整備を行うことができた。

今後は、安全・安心でおいしい米飯を児童生徒に届けるとともに、施設を有効的に活用し、少子化に対応した独自事業を推進することにより、米の消費拡大、地産地消、地場産業の育成・持続が図られるものと期待している。



オンラインで開く 新たな教育の扉

～ SINET 活用実証研究事業での取組を中心に～

はじめに

岡崎市は、学校数 67 校、児童生徒数約 3 万 3 千人の愛知県三河地域にある中核市です。本市では、令和 2 年 8 月から段階的に GIGA スクール整備を進め、およそ 2 年が経過して日常的な活用が定着しています。令和 3 年度からは、5 か年の「岡崎市学校教育等推進計画」に基づき、三つの育みたい力「自立」「共生」「創造」を中心に据え、GIGA スクール環境を最大限に活用した新たな教育を展開しています。



1. 学びの保障のためのオンライン授業

(1) 分散登校時のハイブリッド授業

令和 3 年 9 月当初、新型コロナウイルス感染防止対策により 1/2 の分散登校を行った際に、ほとんどの学校で対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド授業を実施しました。2 週間のうちに、各学級で徐々に創意工夫が加えられ、自宅と教室の児童生徒同士で関わりがもてるように参加型・交流型にするなど、オンラインの特性に合わせて様々なスタイルの授業が行われるようになりました。多くの教員がオンライン授業の経験やスキルを積むことができたこ

とは、その後の多様な学びの保障を準備することとなり、本市の教育にとって大きな財産となりました。



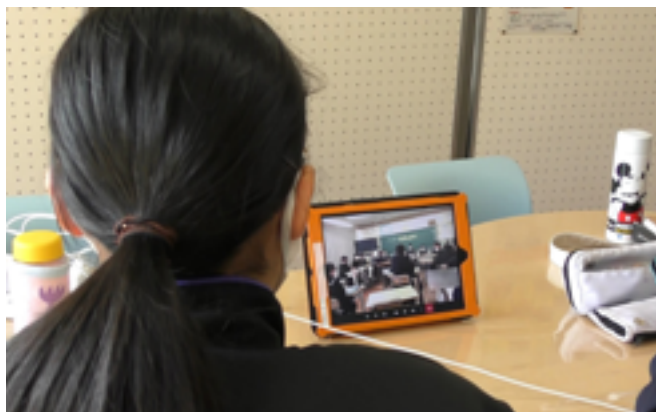
(2) 学びの多様性を保障するオンライン授業

新型コロナ対策とは別に、教室の枠を越えた多様な学びをオンラインで常時行えるように、映像配信用タブレット端末を整備するなどの環境整備を進めてきました。教室と校内フリースクールやハートピア（適応指導施設）、自宅等との間を結んで、教室に入ることに困難を抱えている子供が、好きなときに授業にリモート参加できるようになっています。



本市では、令和 2 年度より中学校に校内フリースクール（F組）を開設し、最終的に全中学校に設置予定です。F組でもオンライン授業が日常的に行われています。安心でき

る学習環境の中で、在籍学級の授業をライブ映像で受けたり、プログラミング等の興味関心のある活動に取り組んだりして、仲間と関わりながら、自ら学習計画を立て、主体的に学んでいます。



2. SINET 活用実証研究事業への参加

(1) 参加の経緯

SINET とは、国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワークで、国内外の大学や研究機関を結ぶ高速大容量の通信インフラです。令和3年度に文部科学省主催の「SINET 活用実証研究事業」に参加した目的としては、SINET に接続することにより、①持続可能な GIGA スクールの基盤を整えること、②探究的な学習の機会を拡充すること、③学びの保障のためのオンライン環境を確立することの3点が挙げられます。

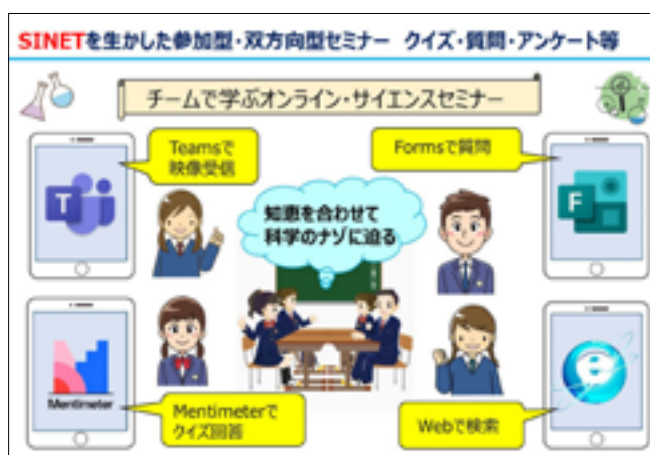
本市では、センター集約型のイントラネットを整備しており、市内全校で先述のようなオンライン授業を滞りなく行うには、外部回線の強靭化が必須条件でした。そのため、強靭化の方途として、SINET 接続の有効性や技術面での検証が必要であると判断し、応募をしました。

(2) オンライン・サイエンスセミナーの企画

本事業では、実践検証として、市内にある自然科学研究機構との連携による「オンライン・サイエンスセミナー」を企画しました。同じ SINET に接続している自然科学研究機構と結び、最先端の科学に触れることで、子供たちの科学への探究心を育むことを目的としています。一流の研究者から科学の不思議や探究することの楽しさを教わり、未来への夢や希望を膨らませる機会としたいと考えました。



(3) 参加型・双方向型の工夫



本セミナーでは、高速大容量の SINET の利点を生かし、クイズや質問等のコミュニケーションを取り入れた大規模同時開催という運営方法としました。学びのスタイルは、参加型・双方向型とするために、Teams による映像の視聴だけでなく、Forms による質問や Mentimeter（無償アンケートサービス）によるクイズの回答などを組み合わせることで学ぶことにしました。

(4) 各回のテーマ

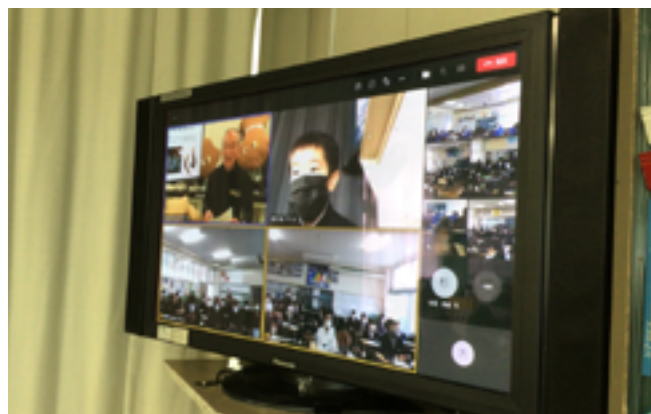
	日時	講座内容	対象	授業場面
第1回	令和3年 11月9日(火)	基礎生物学研究所 阿形清和 所長 「切っても切ってもプラナリア」 (再生生物学)	全中学校 約2,400名	
第2回	令和3年 12月7日(火)	生理学研究所 北城圭一 教授 「脳の中にはリズムがある？」 (阿形清和)	小学校高学年 約2,600名	
第3回	令和4年 1月25日(火)	国立天文台 野辺山天文台 ASTROバイオロジーセンター 日下部順彦氏、衣笠建三氏 「宇宙に生命はあるか？」 (地球外生命)	中学校 小学校高学年 約8,000名	
第4回	令和4年 2月7日(月)	ノーベル化学賞受賞 吉野彰 博士 オンライン・サイエンス講演会	中学校 小学校高学年 約5,000名	

令和3年11月から2月にかけて、4回のセミナーを実施し、のべ約18,000名の児童生徒が参加しました。各回の学びの様子を紹介します。

第1回は、基礎生物学研究所の所長で、再生生物研究の権威である阿形清和博士に御講演いただき、プラナリアの不思議や再生医療への展望に迫りました。第2回は、生理学研究所の北城圭一教授から人間の脳の働き（同期現象）について興味深く教えていただきました。



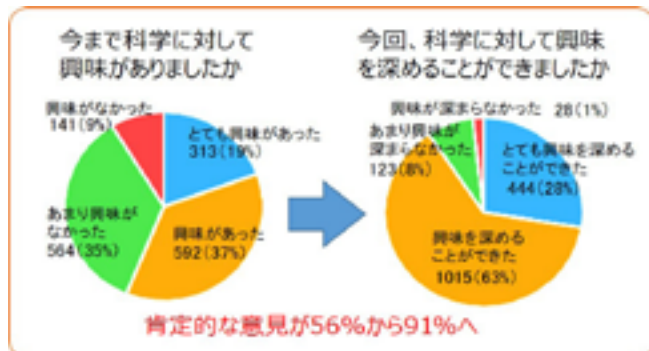
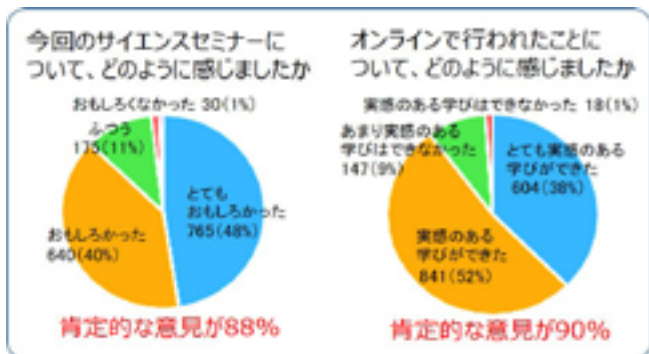
(4) 児童生徒の学びの様子



第3回は、地球外生命の研究に取り組んでいる国立天文台・アストロバイオロジーセンターと電波望遠鏡のある野辺山天文台の2拠点をつないで、「宇宙に生命はあるか」という謎に迫りました。電波望遠鏡のライブ中継では、画面越しでも大きさが伝わってきました。第4回はノーベル化学賞を受賞された吉野彰博士によるオンライン科学講演会で、リチウムイオン電池の開発のいきさつやノーベル賞受賞についての思いについてお聴きしました。映像上でノーベル賞のメダルを見せていただいたときには、子供たちから大きな歓声が上がりました。

各回とも、遠隔地間の円滑な通信によってリアリティのある交流ができました。例えば質問コーナーでは、ある学級での質疑応答の様子を他校でも共有するなど、市内全体で学び合うような一体感のある学習の場になりました。

いずれの回も授業後のアンケート結果では、90%の児童生徒が「オンラインでも実感のある学びができた」と回答していたり、セミナーの前後で「科学に興味がある」という肯定的な回答が56%から91%へと大幅に増えたりと、充実した学びを実現できたことが分かります。



<第1回の主な感想>

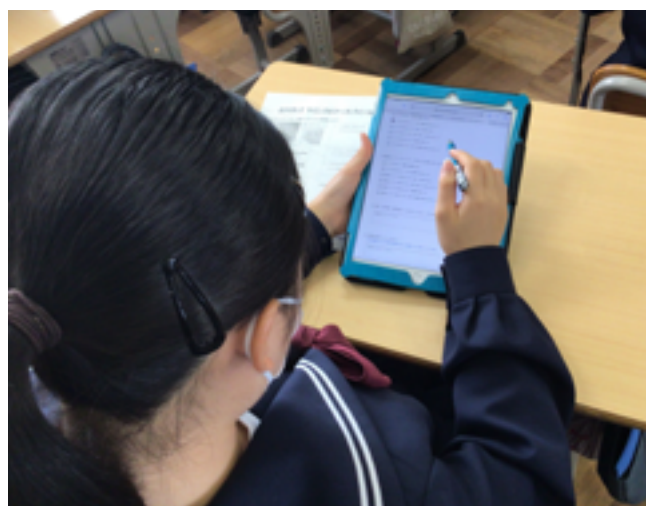
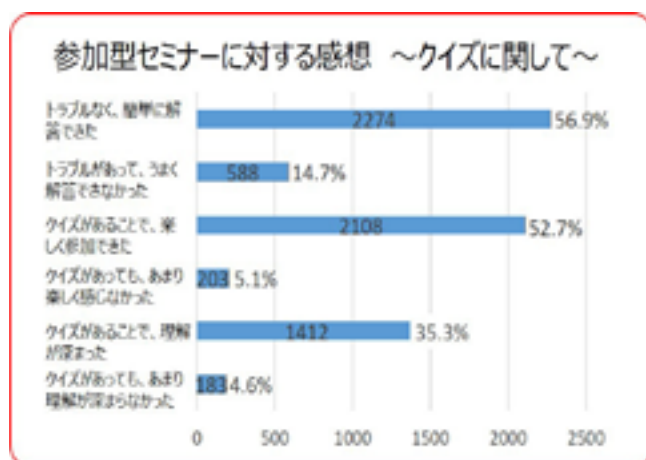
- こんなことはめったに教えてもらうことができないので、とても貴重な体験になって、とても嬉しかったです。面白かったです。
- とても楽しく勉強ができて、勉強が苦手な私でも興味をもって勉強できました。
- どんなに日常に関係のなさそうな研究でも、人類の未来につながることもあるのだなと、とても驚きを感じました。
- 今日の話を聞いて将来の医療が楽しみになりました。
- 生物は結構苦手としていて、あまり興味は無かったんですけど、やっぱりいろんな研究成果を聞いてみると「生物も面白いな」と思えるようになりました。

参加型の運営という面では、Mentimeterが効果を発揮しました。最大で8,000名が同時に書き込みをしましたが、問題なく対応できました。講師の先生も、子供たちの意識をリアルタイムに把握でき、大変興味深く受け止めていました。



(5) 実施後の評価

今回の実践検証では、「科学の不思議や魅力が児童生徒たちに実感を伴って伝わり、興味関心が高まったり、理解が深まったりしたか」という教育効果を指標として、SINET経由での学びのリアリティや有効性を確認しました。その点では、オンラインでの学びに十分に手ごたえを得ることができました。ポイントとしては、コンテンツの工夫や参加型・双方向型の開催方法など、オンラインならではの強みを生かすことと言えます。また、学校を越えた大規模開催が可能という点では、従来にはない新たな教育活動としての可能性を秘めていると感じました。



ネットワークの検証という点では、例えば第3回の学校数約60、学級数約250という最大の規模でも、大きなトラブルもなく実施できました。課題としては、市内イントラネット側にボトルネックや設定上の問題が見つかり、最大限のパフォーマンスが発揮されていなかった点がありましたが、各種ネットワーク機器のチューニングを最適化していくことにより、解決することができました。

3. 令和4年度以降の取組

(1) 愛知教育大学との連携

令和4年度以降もSINETを活用した教育活動を進めることを見据えて、愛知教育大学と連携協定書を締結したうえで、共同研究を行うことにしました。連携協定書にSINETの活用に関する項目を設け、両者の強みを引き出す活動を推進していく予定です。例えば、オンラインやオンデマンドによる教員研修は、時間と場所に縛られることなく実施できるので、働き方改革にも対応した持続可能な連携が可能です。また、教員養成の面でも、教育実習、学生支援員、出前授業、オンライン相談など、協働的な取組ができるのではないかと考えています。



(2) 「未来型教育推進事業」の立ち上げ

令和3年度のサイエンスセミナーの実績を踏まえ、4年度以降もオンラインを活用した教育活動を継続していくために予算措置をし、「未来型教育推進事業」を立ち上げました。オンラインやICTを活用して、SDGsやSTEAM、プログラミング等の未来につながる教育活動を促進し、特色ある学校づくりを推進する新規事業です。現在、市内全小中学校のうち希望する学校・学級が参加できる大規模開催のオンライン授業を企画しています。サイエンス分野だけでなく、世界遺産の中継のようなグローバル分野やプロフェッショナルに学ぶキャリア教育の分野など、新たな枠組みにも挑戦する予定です。このように、学校間交流や海外交流、オンライン職場体験、オンライン社会見学など、SINETが学びの可能性を広げ、子供たちにとって社会や海外への「学びの窓口」になることを期待しています。



(3) デジタル教科書やCBTへの対応

令和4年度、本市では国の補助事業を受け、小中学校で英語の学習者用デジタル教科書を使用します。デジタル教科書はクラウド経由で利用することになるので、ネットワーク通信に負荷がかかります。1人1台の端末で各自がデジタル教科書を閲覧することになるため、相応のデータ通信が発生すると見込んでいますが、SINETであれば十分に負荷に耐えられるキャパシティを有していることから、市内全校で円滑に実施できるものと考えています。

また、オンラインによるテスト、いわゆるCBTの実施についても、市内の児童生徒が一斉にオンラインで取り組むことになるため、ゆとりのある通信環境が求められます。この点でもSINETは安定的な実施に寄与するものと考えており、本市としては、データ量が增大していく今後の利用環境にも対応できる準備が整っていると考えています。

おわりに

令和2年度に始まったGIGAスクールでの学びは、令和3年度のSINETを軸とするオンライン環境の拡充によってさらに進化しました。令和4年度以降は、ICT活用を一層加速させ、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現を目指していきます。

特に、一人一人が多様な特性をもつ児童生徒に対し、「学びの多様性」を保障することは、現在の学校教育において強く求められているところです。本市の特長の一つである校内フリースクール（F組）で、オンラインやICTを活用し、豊かな学びを保障することをはじめとして、全ての児童生徒が希望をもって学び続け、自己実現できる教育を実践していきたいと考えています。

改訂版 全国の学校における 働き方改革事例集

1 はじめに

学校における働き方改革には、何か一つをやれば解決するという特効薬があるわけではないため、小さな取組を積み重ねることが必要です。そうした取組の一つとして令和3年3月に公表した「全国の学校における働き方改革事例集」では、どの学校でも取り組みやすく手の届きやすい事例を多数紹介させていただきました。この事例集は既に全国の多くの学校現場で活用いただいております。この事例集は既に全国の多くの学校現場で活用いただいております。取り組みやすさだけでなく、「グループウェア活用についての具体的な紹介が分かりやすい」、「ページ内の移動がしやすく便利」

といった先生方の声もいただいております。

一方で、そうした声の中には「それぞれの事例の裏で、どのような背景があり、どのように課題を乗り越えたか、といったプロセスが見えるとより参考にしやすい」というものもありました。そのため、今回の改訂版では、GIGAスクール構想の進展に伴い重要性が増している「ICTを活用した校務効率化」や、働き方改革に大きく資する「教員業務支援員の有効活用」に焦点を当てた特集(Part 1)を組み、ドキュメンタリー映像という形でも見える化しています。より多くの皆様に手に取っていただき、活用いただけるよう、こうした特集以外にも、トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も含めて改

「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」について

38478

「全国の学校における働き方改革事例集」を全体的に改訂し、令和4年2月に公開。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に焦点を当てた特集を組み、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も併せて公開。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例を削減時間目安とともに紹介。トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も実施。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介。

■Part1

学校レポート
わたしたちの
働き方改革

1

■ドキュメンタリー映像は以下のQRコードから



【小学校版】



【中学校版】



■Part2

事例で知る
業務改善の
具体的方法

2

■Part3

明日からできる
グループウェア
活用法

3

※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

Part2では、分野別の取組事例とともに、約60の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介。教員業務支援員の有効活用のためのコラムなどもイラストで紹介。

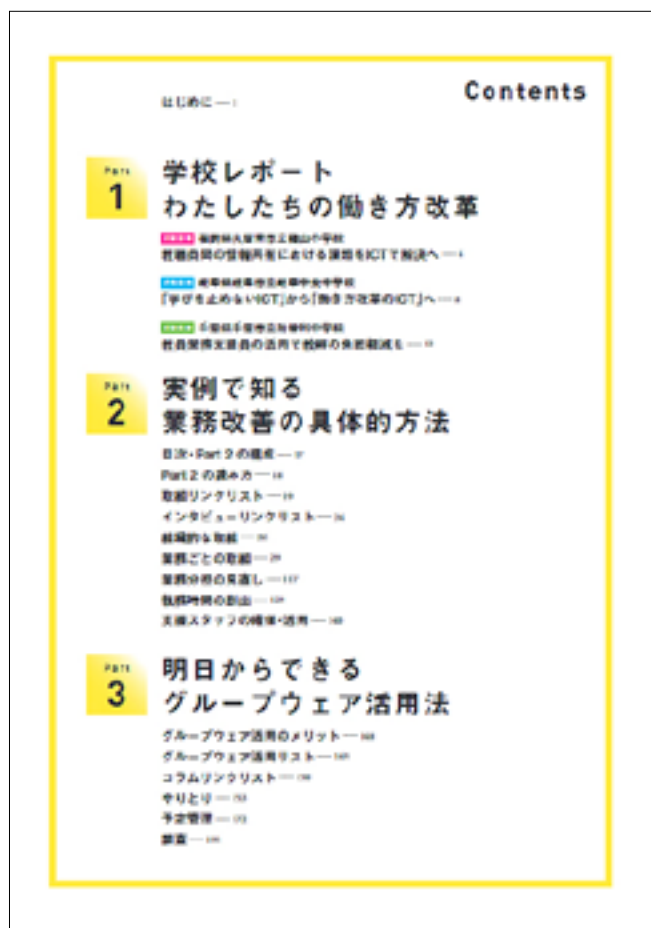
Part3では、グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供。グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載。

改訂版 全国の学校における働き方改革事例集 文部科学省




訂を行いました。是非関心の高い部分からご覧いただき、学校現場での働き方改革の推進にご活用ください。

また、この事例集を活用いただくにあたり、紹介している取組例の中には、見直しすることに賛否両論があるものも含まれるかもしれません。これまで学校で積み重ねてきた教育活動は、必ず何かしらの教育的意義があって実施してきたことばかりであり、その活動自体が否定されるものではありません。しかし、人・モノ・カネ・時間という限りあるリソースを有効活用するためには、業務に優先順位をつけて精選を進めていく必要があります。取組例が全ての学校にフィットするわけではありませんが、各学校や地域の実情を踏まえながら、働き方改革推進のための参考にしていただきたいと思います。



なお、働き方改革の推進は、今般の新型コロナウイルス感染症対策下においても、急務であることに変わりはありません。

紹介している取組例には、感染症対応の結果として見直された内容も含まれていますが、学校にとって、先生にとって、子供たちにとって何が大事かという観点から、これま

で積み重ねてきた業務の在り方や教育活動の見直しを図った経験は大いに参考にできることです。

積み重ねてきた業務について、子供たちにとって必要かどうか、また、見直しが適切かどうかを考慮しながら、より効果的・効率的な在り方を見つける際に、事例集が一助となることを願っています。

2 事例集の見方

この事例集は、Part 1からPart 3までの3部構成となっています。目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成となっています。



(1) Part 1は「学校レポート わたしたちの働き方改革」と題し、ICTを活用した校務効率化に取り組んだ福岡県久留米市立篠山小学校と岐阜県岐阜市立岐阜中央中学校、教員業務支援員が活躍している千葉県千葉市立加曽利中学校の計3校に焦点を当てた特集を組んでいます。



各校の取組を撮影したドキュメンタリー映像を文部科学省 YouTube チャンネルからご覧いただけます。どの映像も5分以内の見やすい動画となっていますので、是非ご覧ください。

(2) Part 2は「実例で知る業務改善の具体的方法」と題し、どの学校でも実現できそうな取組を含む約 150 の事例を削減時間目安とともに紹介しています。また、約 60 の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介しています。今回の改訂に伴い、トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も実施しています。

(3) Part 3では、「明日からできるグループウェア活用法」と題し、ICT 環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介しています。グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供するとともに、グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載しています。



GIGA×働き方改革 グループウェア活用のメリット

グループウェアを活用すると、やりとり・予定管理・調査などの業務負担を軽減する上でさまざまなメリットがあります。

やりとり	予定管理	調査
<p>メールのやりとりが面倒！</p> <p>会議が多い！</p> <p>どの資料が最新版なのか分からない！</p> <p>グループウェアを活用すると...</p>	<p>行事予定を更新するたびに教職員・保護者知らずの事態</p> <p>兄弟がいる家庭の連絡は調整が難しい！</p> <p>最新の学校の行事予定に共有！</p> <p>グループウェアを活用すると...</p>	<p>アンケートの配布、回収が面倒！</p> <p>紙のアンケートは集計も大変！</p> <p>Webで完結！</p> <p>グループウェアを活用すると...</p>
<p>教職員同士の手配をチャットで！</p> <p>オンライン上で資料の共有ができる！</p> <p>チャットツール</p> <p>共有クラウド</p>	<p>最新の学校の行事予定に共有！</p> <p>保護者間の調整がほぼ人手を介さず実現できる！</p> <p>学校の共有カレンダー</p> <p>共有クラウド</p>	<p>Webで完結！</p> <p>集計も簡単にできる！</p> <p>共有アンケートツール</p>
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員会議での会議の時間が減る 紙を印刷して配布する手間が減る 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ学校の予定を教職員・保護者と共有できる 保護者間の調整がほぼ人手を介さず行われる 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートを印刷、配布、回収を記入する手間が減る

GIGA×働き方改革 グループウェア活用リスト

GIGA スクール構想における端末整備と同時に、多くの自治体で導入されたグループウェアで代表的な Google Workspace for Education™、Microsoft 365 Education を用いてできる業務改善ノウハウをまとめました。

※ 自治体により異なる機能や細かいルールは自治体ごとに異なります。自治体独自のマニュアル・ルールもご確認ください。
※ 印刷、オフラインでの発表者まで記載しております。タブレットの場合、表示が異なる箇所もありますがご了承ください。

やりとり	予定管理	調査
<p>レベル1</p> <ul style="list-style-type: none"> お.153 教職員全体・学年・部署別のグループを作る お.154 お知らせを投稿する お.155 個人ごとの反応を閲覧する <p>実施するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議での会議の時間が減る時間を印刷して配布する手間が減る 紙内や自治体全体へ一度に周知できるため、登壇時や教員委員会へ何度も同じ要請が来ない 	<p>レベル2</p> <ul style="list-style-type: none"> お.156 特定の相手にメッセージを送る お.157 自分で予定を閲覧・共有する お.158 保護者間の調整を閲覧する <p>レベル3</p> <ul style="list-style-type: none"> お.159 教員委員会・学校別のグループでやりとりする お.160 教職員間にお役立ちメッセージを送る お.161 日程・連絡の調整を共有・共有編集する <p>実施するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 行事予定が定まるたびに紙を印刷したり、ホワイトボードに書いて残しておく手間が減る 保護者間の調整がほぼ人手を介さず行われる 	<p>レベル1</p> <ul style="list-style-type: none"> お.162 自身の予定を閲覧・共有する お.163 保護者間の調整を閲覧する <p>レベル2</p> <ul style="list-style-type: none"> お.164 自身の予定を閲覧・共有する お.165 保護者間の調整を閲覧する <p>レベル3</p> <ul style="list-style-type: none"> お.166 学校の行事予定も閲覧・共有する お.167 保護者間の調整を閲覧する <p>実施するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙のアンケートからの記入や、集計シートへの取りまとめといった集計の手間が減る 連絡時間などの確保時間を管理するための保護者の利便性も高まる

3 働き方改革フォーラムの開催

この改訂版事例集の中でも取り上げた ICT を活用した校務効率化や、教師の負担軽減に資する教員業務支援員の活用についてのドキュメンタリー映像を御紹介するとともに、実際に学校現場で ICT を活用した校務効率化や教員業務支援の活用に取り組んでおられる先生方にご登壇いただき、取組の効果や実感について語っていただいた、「学校における働き方改革フォーラム」を開催しました。このアーカイブ動画を文部科学省のホームページに掲載していますので、御参考にしてください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1422164_00001.htm)

4 おわりに

この事例集は、学校現場で大いに活用して頂くために作成したものです。それぞれの事例を参考に頂きなが

ら、各学校の状況に応じて、働き方改革の取組を一層進めて頂きますようお願いいたします。学校現場の先生方や教育委員会の職員の皆様にとって、これからの取組につながる有意義な機会になるものと考えていますので、是非ご覧ください。なお、この他に、令和元年度にも、「学校の働き方改革の取組事例集」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00428.html) を発行しています。

(改訂版 全国の学校における働き方改革事例集QRコード)



教育長紹介



山形県

たかはし こうき
高橋 広樹

「子どもが主体的に学びに向かうためには『学びの動機付け』が大切であり、そのキーワードは『感動』や『驚き』である。具体的には、外国はじめ、多様な文化・考えに接する『交流』を進めることが重要。」と、未来を担う子どもたちの学びに向けた思いを語る。

「ICTを効果的に使えば、個々の学力に応じた学びやさまざまな『交流』ができる。研修やフォーラムを通して先進事例を普及し、教育現場におけるICTの可能性を発揮させたい。」と意欲を示す。

昭和56年、山形県に入庁。企画調整課長、人事課長、総務部次長、企画振興部長などを経て退職。平成29年より企業管理者を務め、本年4月に教育長に就任。64歳。

(山形県教育庁教育政策課長 庄司 雅人)



福島県

おおぬま ひろふみ
大沼 博文

「一方通行の画一的な授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく『学びの変革』と、教職員の働き方改革など『学校の在り方の変革』を進める」と抱負を語る。

また、復興・創生に向けて、本県の未来を創造していく上での最重要施策は教育であるとし、「福島の良いをいかした『福島ならではの教育』を進め、誰一人取り残さない、一人一人が主役となる教育の実現に取り組む」と意欲を示す。

昭和56年に福島県立高等学校教諭となり、県立勿来高等学校長、県教育庁高校教育課長、県教育庁理事兼教育次長、公益財団法人県文化振興財団理事長などを経て、本年4月に教育長に就任。63歳。

(福島県教育庁教育総務課長 堀家 健一)



茨城県

もりさく よしたみ
森作 宜民

「教育は、子どもたちはもとより、人々がより良い社会を構築していくうえで重要な機能を持つ。特に、予測困難な時代を生きる子どもたちが一人ひとりの夢や希望を叶えることができるように教育環境を整え、最適な学びを提供することが教育に携わる者の責務」と決意を述べる。

その実現のためには、「まず目的を明確にして共有することが大切であり、個々の施策は目的達成のための手段」と話す。

そして、目的達成のため、「我々教育に携わる者すべてが誇りと責任感をしっかりと持ち、各々の施策が最適な取り組みとなるように常に見直しを行いながら、教育改革を全力で進める」と熱く語る。

昭和58年、茨城県公立中学校教員として採用。ニューデリー日本人学校、神栖市立波崎第一中学校長、学校教育部義務教育課長、学校教育部長、教育庁教育改革推進監などを歴任し、本年4月に教育長に就任。61歳。

(茨城県教育庁総務企画部総務課長 木内 規雄)



栃木県

あ く さ わ し ん り
阿久澤 真理

「命の大切さを第一に考える教育を基盤に、栃木の子どもたちが自らの可能性を信じ、様々な困難を乗り越えながらたくましく育ち、豊かな人生を切り拓くことができるよう、市町教育委員会と連携しながら全力で取り組んでいきたい。」と意欲を語る。

信条は、変化への柔軟な対応。「変化を前向きに捉えて転機とする。挑戦する気持ちも重要だ。」と強い信念を抱く。

昭和59年に栃木県庁に入庁。こども政策課長、経営管理部次長兼人事課長、総合政策部長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。60歳。

(栃木県教育委員会事務局総務課長 大森 豊)



東京都

は ま か よ こ
浜 佳葉子

「子供たちにとって何が最適かという視点が重要。職員一体となり知恵を出しあっていきたい」と意欲を示す。「都は、本年4月に新たに設置した「子供政策連携室」を中心に、子供に関わる複合的な課題に対応し、教育や福祉の枠組みに捉われない幅広い視点で先進的な事業を展開していく。いじめ、ヤングケアラーといった子供たちを取り巻く様々な課題が顕在化しているが、社会全体で子供を育てていく気運が高まっており、教育委員会が果たすべき役割は大きい」と抱負を語る。

昭和60年に入都。福祉保健局少子社会対策部長、港湾局総務部長、生活文化局長、水道局長などを経て、本年4月に教育長に就任。59歳。

(東京都教育庁総務部教育政策課長 軽部 智之)



神奈川県

は な だ た だ お
花田 忠雄

「コロナ禍においても、全ての子どもたちに学びを保障し、生き生きと活動できる教育環境の整備に向けて、県及び市町村教育委員会が一丸となって取り組みたい」と抱負を語る。

そのため、「インクルーシブ教育のさらなる推進や、県立高校改革の取組、さらには、教員の働き方改革に向けた施策にしっかりと取り組んでいきたい」と意欲を示す。

昭和60年に神奈川県に入庁。教育環境整備担当部長、くらし安全防災局長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。59歳。

(神奈川県教育委員会教育局総務室長 市川 秀樹)



新潟県

さの てつろう
佐野 哲郎

「本県教育の基本理念である『一人一人を伸ばす教育』の実現に向け、児童・生徒が、将来に夢や希望を持って挑戦を続け、未来を切り拓いていける教育環境を整えていきたい。」と抱負を語る。

また、「学校が安心・安全な学びの場であり続けられるよう、いじめ・自殺防止対策や、子ども・家庭の状況に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、ICTも活用した、多様な学びの場の創出、さらには、学校・地域・家庭が相互に連携し、子どもが成長できる環境づくりにも取り組んでいきたい。」と意欲を示す。

昭和61年新潟県庁に入庁。知事政策局行政改革推進室長、政策監兼政策課長、総括政策監、観光局長、産業労働部長などを経て、本年4月に教育長に就任。60歳。

(新潟県教育庁総務課長 吉澤 隆)



石川県

きたの よしき
北野 喜樹

「多様化・複雑化する社会をたくましく生き抜く人材を育てるため、石川の教育の更なる発展を目指したい。」と抱負を語る。

そのために、「県と市町が教育現場における諸課題を共有しながら、ふるさと石川に誇りと愛着を持ち石川の未来を拓くための、教育による人づくりに向け、具体的な取り組みをしっかりと進めていきたい。」と意欲を示す。

昭和59年石川県庁に入庁。行政経営課長、財政課長、企画振興部次長、健康福祉部次長、健康福祉部長等を経て、本年4月に教育長に就任。62歳。

(石川県教育委員会事務局庶務課長 太田 大樹)



山梨県

てしま としき
手島 俊樹

「子どもたちが自分の可能性に気づき、自己肯定感や志、挑戦する姿勢を持てるよう、教育の充実に努めていきたい」と抱負を語る。

また、「本年度の入学生から高等学校等の新学習指導要領が年次進行で実施される。個別に最適な学びと協働的な学びという、二つの両輪をバランス良く回していけるような教育活動の実現に努めたい」と意欲を示す。

昭和59年に山梨県立高等学校教員として採用され、高校教育課長、県立甲府西高等学校長、教育監などを歴任し、本年4月に教育長に就任。60歳。

(山梨県教育委員会事務局総務課教育企画室長 望月 勝一)



静岡県

いけがみ しげひろ
池上 重弘

これまで大学教員として長く教育・研究に携わった経験から、「教育の本質は、何かを教え込むことではなく、人間の持つ可能性の開花をサポートすることである」と信念を語る。

また、静岡県が進める「有徳の人」づくりに向けて、「この地に暮らす誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤づくりが重要であり、そのために、全県を挙げて『誰一人取り残さない教育の実現』に取り組みたい」と意欲を示す。

平成3年に北海道大学助手として採用。平成8年より静岡県立大学短期大学部専任講師、静岡文化芸術大学教授、同大学副学長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。59歳。

(静岡県教育委員会教育総務課長 井出 好彦)



愛知県

い い だ やすし
飯田 靖

「新入試制度の実施、県立高等学校の魅力化・特色化、中高一貫教育制度の導入の可能性の検討、特別支援教育の充実、ICTを活用した教育、学校における働き方改革などの様々な課題に全力で取り組んでいきたい。」と抱負を語る。

また、「県が、これら教育施策に全力を傾注することはもちろんであるが、社会全体で子供たちを育てていくことが何よりも重要ではないかと考えている。教育長として、子供たちの未来のために精一杯努力していきたい。」と意欲を示す。

昭和60年に愛知県職員となり、スポーツ局長、企業庁長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。60歳。

(愛知県教育委員会教育企画室長 大谷 健二)



兵庫県

ふじわら しゅんぺい
藤原 俊平

「変化の激しい予測困難な時代を迎える中、社会の変化に柔軟に対応し、未来への道を切り拓く力を育成する兵庫らしい教育を進めていく。今年度は小中学校での兵庫型学習システムの推進とともに、高等学校及び特別支援学校の教育改革など、将来にわたる教育課題に取り組むスタートの年となる。『兵庫、日本の未来を担う人づくり』という重責を果たすため、学びたいことが学べる学校、多様な教育的ニーズを踏まえ、一人ひとりの可能性を伸ばす学校づくりを目指し、全力で取り組んでいきたい。」と意欲を示す。

昭和62年兵庫県庁に入庁。企画県民部企画財政局長、知事公室長、防災監等を歴任し、本年4月に教育長に就任。59歳。

(兵庫県教育委員会事務局参事兼総務課長 吉田 克也)



高知県

ながおか もとやす
長岡 幹泰

「教員経験を生かし、これまで以上に学校や市町村教育委員会と子どもたちを中心に置いた対話を進めるとともに、家庭・地域・学校・関係機関との連携を強化していきたい。」と抱負を語る。

また、「これまでに進めてきた高知県教育振興基本計画の『チーム学校の推進』、『厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実』などの方向性に沿った各施策のPDCAサイクルをしっかりと回しながら取組を確実に進めていく。」と意欲を示す。

昭和58年4月に高知県公立学校教員に採用。県教育委員会事務局小中学校課長、教育次長、高知大学教職大学院特任教授などを歴任。本年4月に教育長に就任。65歳。

(高知県教育委員会事務局教育政策課長 鈴木 智哉)



長崎県

なかざき けんじ
中崎 謙司

「子どもたちがふるさとの自然や歴史、文化や産業、人々の営み等について体験的に学ぶことを通して、ふるさとへの誇りや愛情を育てていくため、市町と連携し、小中高一貫したふるさと教育をさらに推進したい」と意欲を示す。

「巧遅は拙速に如かず」をモットーとし、「できることから行動を起こし、前向きに改善を進めていく潮流をつくるのが課題突破の原動力となる」と信念を語る。

昭和60年長崎県庁に入庁。対馬振興局長、文化観光国際部長を経て、本年4月に教育長に就任。60歳。

(長崎県教育庁総務課長 桑宮 直彦)



熊本県

しらいし しんいち
白石 伸一

「子どもたちの夢を育み、夢を実現させるために何が出来るかを相手の立場に寄り添って考え、組織の力を生かして全力で取り組む」と抱負を語る。

「新型コロナウイルス禍の中での学びの保障、いじめや不登校対策などの課題に十分に取り組むため、早急に教員不足に対応し、学校の働き方改革や教育の充実を図る。また、地域の熱意をくみ取りながら地域の学校として高校の魅力化に取り組む」と意欲を示す。

昭和60年熊本県庁に入庁。知事公室長、総務部長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。60歳。得意料理はスパイスカレー。

(熊本県教育庁教育政策課長 竹中 千尋)



沖縄県

はんみね みつる
半嶺 満

「施策や事業は子どもたちが育ってゆく姿が想像出来るものでなければならない」「子どもたちが自らの可能性を広げ、力強く生きぬく力を身につけさせたい。」
と思いを語る。

新型コロナウイルスの影響による社会の変化を実感し、「学校の果たす役割が再認識される一方、変化してゆく社会で生きていくために変えていかなければならないものもある」「[不易流行]を念頭に置いた教育を進めたい。」

施策として「沖縄教育DX、キャリア教育、働き方改革に重点的に取り組んでいく。」と意欲を語る。

平成元年4月に沖縄県立高等学校教員に採用され、県立学校教育課長、県立具志川高等学校校長、教育指導統括監などを歴任し、本年4月に教育長に就任。59歳。

(沖縄県教育庁総務課長 諸見 友重)



大阪市

ただ かつや
多田 勝哉

「すべての子どもたちが、家庭の経済状況などの様々な社会的背景にかかわらず、等しく良好な教育をしっかりと受けられる環境をつくり、次代の大阪、そして日本を担う人材の育成に向け取組を進めていきたい。」と抱負を語る。

そのために、「安全・安心な教育の推進や未来を切り拓く学力・体力の向上、学びを支える教育環境の充実を着実に進め、ICT機器の活用や教員の育成を通じた教育の質の向上、子どもたちの健全育成・豊かな心の育成に取り組みたい。」と意欲を示す。

昭和58年大阪市役所に入庁。教育改革推進担当部長、総務部長、教育次長などを歴任し、本年4月に教育長に就任。57歳。

(大阪市教育委員会事務局総務部総務課長 村川 智和)



福岡市

いしばし まさのぶ
石橋 正信

「児童生徒の個性に応じた学びを引き出し、一人ひとりの資質・能力を高めていくことが重要である」とし、「ICTを活用した授業の実践や35人以下学級の本格実施など、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組んでいく。」と抱負を語る。

また、「多様な教育的ニーズのある子どもたちに対して、学校教育の多様性と包摂性を高めるとともに、特別支援教育の推進や夜間中学の運営、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応、教育相談・支援体制の充実などの取組みを強化していきたい。」と意欲を示す。

昭和61年に福岡市役所に入庁、こども未来局長、住宅都市局長、教育次長等を歴任し、本年4月に教育長に就任。61歳。

(福岡市教育委員会総務部総務課長 早川 美由紀)

ひとりごと

家族

「この研修で家族の大切さを再認識することになりますよ。」

知り合いにこう言われたことを痛感しています。

私は昨年度まで小学校で事務職員として働いていました。のどかなところで児童と冗談を言い合ったり、時には授業を見に行ったり、もちろん事務職員の業務もこなし、充実した8年間だったと思っています。

プライベートでは2年ほど前に第1子に恵まれ、念願のマイホームも購入し（地獄の35年ローンですが・・・）プライベートも充実していました。

元々東京への憧れはありました。3月下旬、文部科学省への派遣が決まった時は、誰しもが行けるところではないので非常に光栄な気持ちでした。また、単身赴任ではありますが東京で生活できる、とワクワクもしていました。

文部科学省で勉強させていただいているのですが、皆様の仕事の正確さ、スピード感に日々圧倒されています。また、私と違って頭の回転の速さにも驚くばかりです。小学校の事務職員としてそれなりに仕事をこなしていたので多少なり何とかなるかなと思っていた自分の考えが甘かったと日々感じています。係長をはじめ課の皆様のサポートがあり何とかしがみついている現状です。早くもっと仕事ができるようにレベルアップをしなければ・・・と思っています。

仕事で疲れた時これまでは「ただいま」と言えば「お帰り」と返してくれていた家族がいました。今は帰ったら当然誰もいなくて真っ暗な部屋に「ただいま」と言うこともなく、子どもと一緒に風呂に入ることもなく、家事をして眠る毎日です。

休みの日は憧れだった東京の街を歩き、すごいなあ、都会だなあと感心していました。しかし、当初、大きくて高いビルを目で追っていたのですが、最近はすれ違う小さな子どもや家族連れを目で追うようになりました。

また、妻にも礼を言っても言い尽くせないです。1歳半の子どもを一人で世話をして、今年度、育休から復帰して仕事もこなしています。大変になるにも関わらず、反対もせず、文句も言わずに賛成してくれてこの度の研修並びに単身赴任に協力してくれているので感謝しかありません。

GWは2日も6日もお休みをいただけたので存分に家族と過ごすことができました。子どもはまだ何とか父親の顔を覚えてくれていました。忘れられないように仕事の日程等が許せば度々帰って家族に会いたいと思います。

(T.N)

あとがき

- 特集は、令和4年5月11日に成立いたしました、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について」を掲載しております。
 - 調査・統計資料として「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」を掲載しております。
 - シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、佐賀県、山形県山形市、愛知県岡崎市の各教育委員会から、取組のご紹介をいただきました。特色ある取組をご覧ください。
 - シリーズ「学校における働き方改革」では、「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」について取りまとめられております。
 - 教育長紹介では、今年度より各都道府県・指定都市において新規に就任された教育長の皆様をご紹介します。
 - 6月は、梅雨どきで憂鬱に思われることも多い一方、紫陽花が咲いたり夏至があったりなど、季節の変化も感じられる時期です。本誌をお読みくださる皆様のますますのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。
-
-

「教育委員会月報 令和4年6月号 No.872」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL : 03-5253-4111(代表)
- ・URL : <https://www.mext.go.jp>



文部科学省